

## 佐賀県東部工業用水道規程第6号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（賠償責任を負うべき職員）</p> <p><u>第128条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第1項後段</u>の規定に基づいて指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（賠償責任を負うべき職員）</p> <p><u>第128条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第1項後段</u>の規定に基づいて指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

### 附 則

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。